

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金について、町内会が平成 20 年度分及び平成 21 年度分は交付申請書等に団体所在地を虚偽記載しているにもかかわらず、適正な審査をしておらず、違法又は不当な支出であると主張しています。また、平成 23 年度分については、町内会は総会が機能していないなど、権利能力のない社団としての実態を有していないので、このような団体に補助金を支出することは不適切であると主張しています。

しかしながら、平成 20 年度分及び平成 21 年度分については、「たとえ違法・不当な行為あるいは怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象とならない。」と判示されていることから（平成 6 年 9 月 8 日最高裁判決）、本件請求は、団体所在地の記載等に違いはあるものの、町内会としての同一性があるため、市に損害が発生しているとはいえ、住民監査請求の対象とはなりません。

また、平成 23 年度分についても、町内会の運営に対する意見や評価を述べているに過ぎず、不当な公金の支出であることを具体的な理由をもって摘示したものと認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。